

# 新潟県山村振興基本方針

(素案)

令和 8 年 月

新 潟 県

# 目 次

## I 地域の概況

(1) 自然条件	1
(2) 人口の動向	3
(3) 社会・経済条件	
ア 土地利用の状況	4
イ 産業構成・生産活動の状況	4
ウ 財政状況	6

## II 現状と課題

1 山村振興法の変遷	7
2 山村振興対策の実施状況	
(1) 計画の策定状況	8
(2) 山村振興対策の実施状況	8
3 山村振興対策の評価と課題	11

## III 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針	12
2 山村振興に必要な施策	
(1) 交通施策に関する基本的事項	13
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	14
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	14
(4) 産業振興施策に関する基本的事項	14
(5) 防災に係る施策に関する基本的事項	16
(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	17
(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。） に関する基本的事項	17
(8) 文教施策に関する基本的事項	19
(9) 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。） に関する基本的事項	19
(10) 地域づくり施策に関する基本的事項	20
(11) 移住・交流施策に関する基本的事項	21
(12) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。） に関する基本的事項	22
(13) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	23

IV 他の地域振興等に関する計画・施策等との関連	23
--------------------------	----

## 山村振興基本方針書

都道府県名	新潟県
作成年度	令和7年度

## I 地域の概況

## (1) 自然条件

新潟県は、日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、東西、南北ともに約 200 km の長さがあり、総面積は約 12,584km<sup>2</sup> で全国第 5 位となっている。

県境部分は、朝日・飯豊連峰、越後・三国山脈、北アルプスなどの 2,000m～3,000m 級の山々によって形成されている。これらの山岳は、度重なる地殻変動や多雪の影響から急峻で谷が深いなど特徴的な地形を呈している。また、上越・中越地区は、全国一の地すべり地帯となっており、これらの山地を縫うように溪流が発達している。

当県の地質は、東部地域（村上・新発田・小出・苗場山を結ぶ地域）では、古生層と花崗岩類を中心とした地質からなり、中部地域（東部地域の境から糸魚川静岡構造線まで）では、新第三紀、第四紀層の津川層から寺泊層、椎谷層、西山層のほか、火山岩類や魚沼層群等からなる。また、西部地域（糸魚川静岡構造線以西）では、中生層、古生層が広く分布している。

気候は、おおむね阿賀野川を境として、南側は北陸型、北側は東北型に入っており、日本海側特有で四季がはっきりし、特に冬は山間部を中心に雪が多く降る。このため、30 市町村のうち 18 市町村が特別豪雪地帯（一部指定を含む）に指定されている。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

新潟県における山村振興法に基づく振興山村（以下「振興山村」という。）は、昭和 40 年から昭和 47 年にかけて、29 市町村（指定当時）で 53 地域（昭和 25 年時点の旧村単位）が指定された。（令和 7 年 4 月 1 日現在、17 市町村）振興山村の面積は約 4,844km<sup>2</sup> で県全体の 38.5% を占めているが、多くは県境の山岳部を有しており、このため 16 市町村が特別豪雪地帯に指定されている。

これら振興山村の分布状況を大別すると、次の 5 地域に区分される。

- ① 県の北端に位置する朝日・飯豊連峰の山岳丘陵地帯
- ② 県の中央東部に位置する県中東部山岳丘陵地帯
- ③ 県のほぼ中央部から東南部に位置する魚沼山岳丘陵地帯
- ④ 県の西南部から最西部に位置する頸城山岳丘陵地帯
- ⑤ その他、米山、黒姫の山岳丘陵地帯及び角田山岳丘陵地帯

このうち、朝日・飯豊連峰の山岳丘陵地帯及び魚沼山岳丘陵地帯に振興山村の分布が多く、この 2 地域で県振興山村全体の面積・人口の半数以上を占めている。

表1 振興山村の概況（面積：2020 農林業センサス、令和2年現在人口：市町村照会）

区分	市町村名	旧町村名（指定地域名）	面積(千 ha)	人口(人)
① 朝日・ 飯豊	村上市★	朝日村（館腰村、三面村、高根村、塩野町村） 山北町（中俣村、黒川俣村、下海府村） 村上市（山辺里村、上海府村）	144	23,285
	関川村★	関川村（関谷村、女川村）		
	胎内市★	黒川村（黒川村）		
② 県中 東部	阿賀町★	三川村（三川村、下条村、揚川村） 上川村（東川村、上条村） 鹿瀬町（日出谷村、豊実村） 津川町（小川村、揚川村）	125	14,561
	五泉市★	村松町（十全村、川内村）		
	加茂市★	加茂市（七谷村）		
	三条市★	下田村（森町村、鹿峠村）		
③ 魚沼 山岳	長岡市★	川口町（田麦山村）	140	24,747
	魚沼市★	守門村（須原村、上条村） 湯之谷村（湯之谷村） 入広瀬村（入広瀬村） 広神村（藪神村）		
	南魚沼市	塩沢町（上田村） 大和町（東村）		
	湯沢町	湯沢町（三国村、三俣村、神立村、土樽村）		
	十日町市★	中里村（倉俣村）		
④ 頸城 山岳	上越市★	名立町（名立村）	68	11,370
	妙高市★	新井市（矢代村） 妙高高原町（杉野沢村）		
	糸魚川市★	能生町（能生谷村、木浦村） 糸魚川市（上早川村、根知村、小滝村） 青海町（歌外波村、市振村、上路村）		
⑤ 米山 角田	新潟市	巻町（浦浜村）	7	1,045
	柏崎市	柏崎市（上米山村、鶴川村）		
計	17	旧市町村29で53地域が指定	484	75,008
全県	30		1,258	2,201,272
	(★13)	全県に占める割合	(38.5%)	(3.4%)

- ★は過疎地域指定市町村
- 「旧市町村名」は平成16年4月1日現在の市町村名
- 指定基準 昭和25年2月1日現在の市町村区域を単位として
  - ① 昭和35年の林業センサスにおいて林野率75%以上かつ、
  - ② 人口密度1.16人/町歩未満

## (2) 人口の動向

令和2年における振興山村を有する市町村の人口は、県全体の82%の約180万人で、平成22年から約12.5万人減少(▲6.4%)しており、県全体では人口約220万人で、平成22年と比較して約16万3千人減少(▲6.9%)となっている。65歳以上の人口動向をみると、平成22年と比較して、振興山村で約17%、県全体で約16%それぞれ増加している。

また、令和2年の世帯数をみると、平成22年と比較して振興山村で約3.6%の増加、県全体では約3.3%の増加であり、ともに人口の増減率と乖離があるが、若者等後継者世代の親元からの独立・転出等が世帯数増加の要因と考えられる。

表2-1 年齢区分別人口構成の推移

	県全体(千人,構成比)				※振興山村(千人,構成比)				
	0~14	15~64	65~	総数	0~14	15~64	65~	総数	対県 <sub>シェア</sub>
平成22年	302(13%)	1,441(61%)	621(26%)	2,364	248(13%)	1,188(61%)	502(26%)	1,938	82%
令和2年	248(11%)	1,232(56%)	721(33%)	2,201	204(11%)	1,021(56%)	588(33%)	1,813	82%
対H22年比	▲18%	▲15%	+16%	▲6.9%	▲18%	▲14%	+17%	▲6.4%	

国勢調査(※振興山村を有する市町村)

表2-2 世帯数の推移

	県全体	※振興山村
平成22年	837,387	697,412
令和2年	864,750	722,225
対H22年比	+3.3%	+3.6%

国勢調査(※振興山村を有する市町村)

### (3) 社会・経済条件

#### ア 土地利用の状況

令和2年における振興山村を有する市町村の林野面積は約679万haで振興山村の面積全体の66%を占めており、振興山村は、水源の涵養、土砂流出防備等、国土保全上重要な役割を果たしている。

地目別の耕地面積では、県全体と同様に田が約9割を占め圧倒的に多く、畑等は1割程度となっている。いずれの地目も平成22年と比較して減少しているが、特に畑等の減少が顕著になっている。

表3 土地利用状況の推移（農地面積は、農家が経営する耕地面積の合計）

	県全体（千ha）				※振興山村（千ha）			
	合計	田	畑等	林野	合計	田	畑等	林野
平成22年	1,258.4	137.7	13.1	807.4	1031.3	100.2	9.0	680.8
令和2年	1,258.4	128.3	9.7	802.8	1031.4	93.1	6.7	679.1
対H22年比	-	▲6.8%	▲26.0%	▲0.6%	-	▲7.1%	▲25.6%	▲0.2%

農林業センサス※振興山村を有する市町村

#### イ 産業構成・生産活動の状況

就業者数については、平成22年との比較では県全体で1.6%減少（平成22年1,156千人→令和2年1,137千人）、振興山村では1.3%の減少（平成22年943千人→令和2年931千人）となっている。

産業別では、平成22年と比較して、県全体、振興山村いずれも、第1次産業、第2次産業で減少、第3次産業で微増となっている。

特に、山村地域の基幹産業である農林水産業の就業者の減少が顕著になっており、地域社会を支える人材の育成・確保が必要となっている。

表4 産業別就業者数の推移

	県全体（千人：構成比）				※振興山村（千人：構成比）			
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
平成22年	71 (6.1%)	332 (28.7%)	753 (65.1%)	1,156 (100%)	51 (5.4%)	263 (27.9%)	629 (66.7%)	943 (100%)
令和2年	59 (5.2%)	323 (28.4%)	755 (66.5%)	1,136 (100%)	43 (4.6%)	256 (27.5%)	632 (67.9%)	931 (100%)
対H22年比	▲16.9%	▲2.7%	+0.3%	-	▲15.7%	▲2.7%	+0.5%	-

国勢調査（※振興山村を有する市町村）

（H22の第3次産業には「分類不能の産業」を含む。）

#### [農業]

令和2年における振興山村を有する市町村の農業従事者数は約4.1万人（平成22年からの10年間で約7千人、約15%減少）で、振興山村を有する市町村の全就業者数の4.4%を占め、平成22年の5.1%から減少している。

作物別作付面積（令和2年）では、稲が全体の90%近くを占め、以下豆類（約3%）、野菜（約2%）と続いている。

振興山村は、中山間地域の耕作条件不利地域が多いため、高コスト・低生

産性構造になるとともに、後継者不足や担い手の高齢化が深刻であり、営農の継続はもとより、集落機能の維持が危惧される。

今後、力強い農業構造を確立し、産業として発展し続けていくためには、ほ場整備など生産基盤の整備を進めるとともに、一層の経営規模の拡大やデジタル化された作物や環境のデータ活用により、経営や生産技術の最適化を図り、本県の強みである食品関連産業と連携した取組を推進し、高い生産性・収益性を実現した経営体を育成していく必要がある。

また、農業以外の分野からの参画を得ながら、関係人口・定住人口の創出に向けたビジネスを展開する地域活動組織や、生活支援など地域コミュニティの維持に取り組む地域運営組織を育成し、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組みづくりを進め、地域の活性化を図っていく必要がある。

#### [林業]

振興山村では令和2年の林業就業者数は854人で、平成22年と比較しても2割以上減少している。

本県の森林の多くは利用期を迎えているが、林業事業体は、人材不足や造林・保育の経費負担が大きいことから、主伐・再造林に十分に取り組めていない森林資源の循環利用を進めるため、必要な担い手を確保するとともに、再造林の低コスト化や保育期間を含めた長期管理の受委託による計画的な林業経営で、トータル収支のプラス転換を図る必要がある。

また、県産きのこについては、中小規模生産者の生産性の向上や生産経費の低減に取り組むとともに、消費者から優先して購入されるきのこの生産体制を強化していく必要がある。

#### [水産業]

振興山村を有する市町村の令和2年の漁業者数は828人で、平成22年と比較すると約20%の減少となっており、県全体の減少率（約15%）よりも高い割合となっている。

本県漁業経営体は零細な個人経営体が多く、専業としての新規参入がしにくいため、世代交代が行われにくい現状にある。収益性の高い漁業が営まれ、若い担い手の就業が進むよう、法人化による経営基盤の強化や、複数経営体の連携による協業・共同経営化及び6次産業化による事業の多角化等、複合的な漁業への転換を推進していく必要がある。

#### [製造業]

令和2年の振興山村を有する市町村の従業者数は163,979人で、平成22年（163,561人）からほぼ横ばいとなっている。

本県製造業は多様な産業集積と優れた技術を有しているが、中小企業の割

合が高く、従業者1人当たりの製造品出荷額や労働生産性は全国低位にある。

県内企業、高等教育機関など多様な主体と連携し、本県製造業が有する強みを最大限に活かしながら、将来を見据えた研究開発力の向上や、時代の変化に合わせた新たな成長機会を創出することで、高付加価値化につなげていく必要がある。

#### [観光その他]

振興山村を有する市町村の令和2年の入込者数は約3,400万人と平成22年(約5,787万人)の6割程度の水準にまで低下している。本県が観光客に選ばれる地域になるためには、本県の食文化・温泉・雪などの強みを活かし、ストーリー性のある観光資源として価値を高め、多様な関係者との連携の下、地域が一体となって行う持続可能な観光地域づくりを進める必要がある。

また、振興山村における基幹産業である建設産業については、公共工事の減少等(県全体の建設投資額:ピーク時の平成8年度約2兆3,000億円→令和6年度約1兆1,000億円)により受注額が減っている。除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保や社会資本の整備などを担いながら、地域の経済や雇用を支え活躍し続けるには、安定的な利益の確保と収益性の改善を図る必要がある。

#### ウ 財政状況

令和7年度の振興山村区域を含む17市町村の財政力指数は、県全体の0.473に対して0.454と若干低くなっている。財政力指数区分ごとにこれらの市町村をみると、「0.30未満」が3市町村、「0.30以上0.45未満」が7市、「0.45以上0.60未満」が4市、「0.60以上」が3市町となっている。

## Ⅱ 現状と課題

### 1 山村振興法の変遷

山村振興法は、昭和40年5月に、地域格差の是正と住民福祉の向上を目的として制定され、以降、社会経済状況等の変化に合わせて、改正が行われている。

改正年	改正等の内容
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法期限を10年間延長（昭和60年3月31日まで）</li> <li>・山村が「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている」地域であることを明記</li> <li>・基幹的な市町村道等の都道府県代行制度の創設</li> <li>・「医療の確保」「地域文化の保存」等の規定の追加</li> </ul>
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法期限を10年間延長（平成7年3月31日まで）</li> <li>・振興の緊急度が高い振興山村に係る事業の円滑な実施を促進する規定の追加</li> </ul>
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山村振興の目標」に山村の役割発揮のための森林等の保全を旨とする規定の追加</li> <li>・認定法人制度の創設等 ⇒新潟県でも「新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例」を平成4年に制定</li> </ul>
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法期限を10年間延長（平成17年3月31日まで）</li> <li>・認定法人制度の拡充（対象事業の追加）</li> <li>・「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」、「高齢者の福祉の増進」等の規定を追加</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法期限を10年間延長（平成27年3月31日まで）</li> <li>・計画策定体系の変更 基本方針：県が策定（新規） 山村振興計画：市町村が策定主体に（県から変更）</li> <li>・認定法人制度の拡充 対象要件を山林・農地等の保全事業を行わない3セクにも拡大</li> <li>・「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」「医療の確保」「都市と山村との交流」「鳥獣被害の防止」など、特に重要性が高い分野に関する配慮規定の拡充・追加</li> </ul>
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法期限を10年間延長（平成37年3月31日まで）</li> <li>・認定法人制度の廃止</li> <li>・産業振興施策促進事項の新設</li> <li>・税制優遇対象者の要件見直し（認定法人を廃止し、地域資源を活用する製造業や販売業等へ変更） ⇒法改正に伴い新潟県条例を改正（H27.7.24施行、R3.4.1廃止）</li> <li>・山村活性化支援交付金の創設</li> <li>・「再生可能エネルギーの利用の推進」「介護給付等対象サービス等の確保等」「教育環境の整備」の配慮規定を追加</li> </ul>
令和7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法期限を10年間延長（令和17年3月31日まで）</li> <li>・目的に「農林水産物の供給」「山村の自立的かつ持続的な発展」「地域の特性を生かした産業の成長発展等」を明記</li> <li>・国・地方公共団体の責務を改めて明記</li> </ul>

## 2 山村振興対策の実施状況

### (1) 計画の策定状況

平成 16 年度以前は、県が山村振興計画を策定することとされていたため、県では昭和 40 年から 47 年にかけて、29 の全ての市町村分について山村振興計画を策定している（第一期山村振興計画）。以降、各山村振興対策期間内の計画について、第一期山村振興計画を変更する形で策定している。

なお、山村振興法の改正により、平成 17 年以降は各市町村が計画を策定している。

表 5 山村振興計画策定状況

対策期名称	期 間	策定地域数
第一期山村振興対策	昭和 40 年～47 年	29 市町村分 (全 53 地域分)
第二期山村振興対策	昭和 47 年～54 年	27 市町村分
第三期山村振興対策	昭和 54 年～平成 2 年	25 市町村分
新山村振興対策	平成 3 年～10 年	24 市町村分
第五期山村振興対策	平成 11 年～20 年(16 年)	11 町村分
山村振興対策	平成 17 年～	12 市町村が策定

### (2) 山村振興対策の実施状況

#### ○第一期山村振興対策（昭和 40 年～47 年）

山村における産業・生活基盤の地域格差を是正することが主な目的とされた。総事業費（実績）は 348 億 2,800 万円（昭和 41～51 年度）であり、1 市町村当たりの事業費は 12 億 100 万円となった。

また事業種目別の割合をみると、産業の生産基盤整備 36%、国土保全 36%、文教 8%、社会生活環境 7%、交通 7%、産業の近代化 3%、観光 3%、通信 1%となっている。

#### ◆ 国における実施施策（ハード事業）

- ・経済企画庁：振興山村開発総合特別事業（豪雪山村開発総合建設事業、集落再編モデル事業）
- ・農林水産省：振興山村農林漁業特別開発事業

#### ○第二期山村振興対策（昭和 47 年～54 年）

格差の是正に加え、適正な国土利用及び山村地域の特性に応じた開発整備、農林業などの振興を通じた就業機会の拡大による所得の向上及び生活環境の整備が目標とされた。総事業費（実績）は 854 億 3,100 万円（昭和 48～61 年度）となり、1 市町村当たりの事業費では、31 億 6,400 万円で、第一期対策の 2.6 倍となっている。

事業種目別の割合をみると、産業の生産基盤 37%、国土保全 34%、文教 8%、社会生活環境 9%、交通 8%、産業の近代化 3%、観光 2%となった。

◆ 第二期山村振興対策における実施施策（ハード事業）

- ・国土庁：新山村建設モデル事業、山村と都市共同の山村振興モデル事業、  
高齢者生産活動センター建設モデル事業
- ・農林水産省：山村地域農林漁業特別対策事業

○第三期山村振興対策（昭和 54 年～平成 2 年）

山村における定住条件の整備を進め、人口、特に若者の定住を図ることを目的としている。このため、活力ある人づくりの推進、個性ある村づくりの推進、魅力ある環境づくりの推進を図り、産業や生活環境施策の拡充強化の施策が講じられた。総事業費（実績）は、昭和 54 年度から 63 年度までの間に計画樹立した 25 市町村の合計で 1,692 億 5,500 万円（昭和 55～平成元年度）となり、1 市町村当たりの事業費は約 68 億円で、第二期対策に比べ 2.2 倍になっている。

◆ 第三期山村振興対策における実施施策（ハード事業）

- ・国土庁：山村地域若者定住環境モデル事業、山村地域資源高度活用促進モデル事業
- ・農林水産省：第三期山村振興等農林漁業対策事業

○新山村振興対策（平成 3 年～10 年）

21 世紀を見据え、山村が持つ各種の資源（農林水産物、自然景観、文化資源等）を高度に活用しながら、経済の活性化を図るとともに、自然と調和し、緑に囲まれた美しく快適な山村づくりを目標とした。総事業費（実績）は、計画を樹立した 24 市町村分の合計で約 1,872 億円、1 市町村当たりの事業費は約 78 億円となっている。

◆ 新山村振興対策における実施施策（ハード事業）

- ・国土庁：山村都市交流環境総合整備モデル事業、山村都市交流条件整備実験事業中  
山間地域国土保全強化総合対策特別事業、
- ・農林水産省：新山村振興農林漁業対策事業、山村振興等農林漁業特別対策事業

○第五期山村振興対策（平成 11 年～16 年）

多様な主体の参加と地域間の連携・交流の下、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然とうるおいのある生活空間を有する、活力ある山村社会の構築を目指すこととされた。平成 16 年度までの総事業費（実績）は、計画を樹立した 11 市町村分の合計で約 336 億円となり、1 市町村当たりの事業費は約 31 億円となっている。

◆ 第五期山村振興対策における実施施策（ハード事業）

- ・国土庁：山村環境保全機能向上実験モデル事業
- ・農林水産省：新山村振興等農林漁業特別対策事業

○平成 17 年以降の山村振興対策

平成 17 年以降は、法の改正により、都道府県が「山村振興基本方針」を策定し、それに基づき各振興山村市町村が「山村振興計画」を策定することとされた。

平成 17 年以降の山村振興対策は、これまでの格差是正という視点からの対応に加え、都市住民を含めた国民全体にかかわる重要な課題であるという認識のもとに、他地域との連携や交流を進め、また、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然環境と潤いのある生活空間を有する活力ある山村社会の構築を目指すものとされた。また、平成 27 年の法改正では、地域内発型の産業振興により、振興山村における所得と雇用の確保を図り、山村への定住促進を図ることを目指すものとされた。更に、令和 7 年の法改正では、振興の目的として、「農林水産物の供給」、「山村の自立的かつ持続的な発展」、「地域の特性を活かした産業の成長等」が明記された。

総事業費（平成 17～令和 6 年度実績）は、計画を策定した 12 市町村分を合計すると約 1,404 億円となり、1 市町村当たりの事業費は約 117 億円となっている。

◆ 山村振興対策における実施施策（ハード事業）

- ・国土交通省：集落活性化推進事業
- ・農林水産省：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

表 6 平成 17 年以降の山村振興対策の実績（平成 17 年度～令和 6 年度実施分）  
（単位：百万円）

施策別	山村振興対策（H17～R6）	
交通施策	17,200	(12.3%)
産業生産基盤整備・近代化	33,037	(23.5%)
文教施策	19,478	(13.9%)
社会生活環境	32,062	(22.8%)
その他	38,583	(27.5%)
合計	140,360	(100%)
（うち保全施策）	21,818	(15.5%)

※右欄は構成比率

振興山村対策進捗状況調査

### 3 山村振興対策の評価と課題

これまでの山村振興対策では、社会経済環境の変動に合わせ、各種振興施策を実施した。その結果、道路を始めとする各種の生活基盤・産業基盤整備が行われ、生活の利便性の向上や、農林水産業の生産性の向上等が図られ、当初の対策趣旨である「産業・生活基盤の地域格差の縮小」については、着実に成果があったものと考えられる。また、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組が行われ、地域の活性化に寄与するなどの効果があった。

しかし、このような対策を講じているものの、人口減少や高齢化の進行に歯止めがかかっておらず、担い手が不足することによって、農林水産物の供給力の低下や手入れの届かない森林の増加による国土保全機能・自然環境の保全機能の低下などが懸念される状況になっており、山村が従来から抱える課題に対し積極的に対応していく必要性が高まっている。

今後、地域の課題解決のため、ICT の活用等による新たな取組や、地域づくりに参画する多様な人材を、外国人材も視野に入れながら、様々な手法・経路により育成・確保する等の取組を推進する必要がある。

### Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

#### 1 振興の基本方針

山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有している。こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものであり、山村は、農林水産業の発展や国民経済・国民生活の安定に寄与するなどの重要な役割を担っている。

これまでの山村振興対策の計画的な推進により、産業基盤や生活基盤の整備は着実に成果を上げてきている。しかし、なお他地域との格差が存在しており、全国的には、特に全部山村における汚水処理施設、医療、教育関連施設の分野で顕著である。また、県内の山村地域は、その多くが過疎地域であり、依然として、若年層を中心とする人口の流出と高齢化が進行する中で、山村の活力の低下とともに、担い手不足による農林水産物の供給力の低下や国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な機能の低下が懸念される状況となっている。

このため、今後の山村振興に当たっては、これまでの格差是正という視点からの対応に加え、都市住民を含めた国民全体に係わる重要な課題であるという認識の下に、他地域との連携や交流を進めることが必要である。また、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間、伝統文化等山村が有している良さを見直し、これを伸ばしながら、活力ある山村社会の構築を目指すこととする。

その際、上記の山村の現状等を踏まえ、地域の特性を活かした産業の成長発展等による地域経済の自立、生活環境の整備など集落機能の維持を通じた安全・安心なくらしの確保、移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進を含めた地域内外の多様な主体による協働や未婚化・晩婚化施策等のこどもを生み育てる環境整備を通じた山村地域の魅力を活かした地域づくりの3点を基本的な方向として、取組を深めるとともに、地域の課題解決のため、ICTの活用等による新たな取組や、地域づくりに参画する多様な人材を、外国人材も視野に入れながら、様々な手法・経路により育成・確保する等の取組を推進する必要がある。

なお、道路をはじめとする社会資本の整備は、振興山村住民の生活圏域を大幅に拡大させ、指定地域のみを捉えた振興施策の意義が薄らいでいる。また、市町村合併により、指定地域の現状と問題点を踏まえつつ、より広域的な観点による地域全体の振興方策・活性化を講じる必要がある。

以上を踏まえ、県政の基本方針である「新潟県総合計画」の方向性に則し、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指し、振興山村の振興に向けた施策を進めていくこととする。

## 2 山村振興に必要な施策

前記基本方針を実現させていくために必要な施策及び取組は、下記のとおりとする。

### (1) 交通施策に関する基本的事項

山村地域においては、過疎化、少子高齢化の進行等によりバス、鉄道等の公共交通機関の利用者が減少する一方、高齢化の進行に伴い自動車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が必要となっており、バス、鉄道事業の維持と生活交通の確保が課題となっている。また、日常生活に必要不可欠な生活道路の整備が不十分である。

買い物や通勤、通学、通院などの日常生活が円滑に行えるよう、公共交通機関等の連携により地域の実情に応じた生活交通確保のシステムづくりを推進するとともに、既存道路の有効活用や地域の実態に即した効率的な手法の導入により、生活道路の維持・整備を進めるものとする。

- ・ 山村地域の集落間や集落と市町村中心部を結ぶ生活道路の効率的な整備を推進する。
- ・ 財政基盤が脆弱で、技術的な支援が必要な市町村における基幹的な市町村道等について、予算の範囲内で県の代行整備を進める。
- ・ 地域の個性を活かした魅力ある地域づくりを推進するため、地域住民の意見と参画により、地域の自然、歴史、文化を取り入れた地域景観と調和した魅力ある道路、柔軟な規格による道路等の整備を進める。
- ・ 救急時の高度医療対応や、高次都市機能サービス等への容易なアクセス、都市住民の自然等体験への容易なアクセスを確保し、山村地域との交流・連携を促進する道路の整備を推進する。また、公共交通機関の鉄道駅やバスターミナル等の施設を核とした交通ネットワークの整備を推進する。
- ・ 冬期間の交通確保を図るため、道路除雪のほか消融雪施設の整備や危険箇所への解消、公共交通機関との連携等を進める。
- ・ 老朽化が進む道路・橋梁等公共施設については、施設の機能を確実に発揮させるため、より適切かつ効果的な維持管理、補修及び更新を計画的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。
- ・ 関係機関等との連携を進め、高齢者及び児童・生徒等の住民の日常生活に不可欠な交通サービスの確保に努める。
- ・ 地域の実情にあった生活交通確保の計画づくりを進めるとともに、既存の公共交通機関の利便性向上とデマンド交通、自家用有償旅客運送などの新たなシステムの導入など、生活交通の確保に向けたさまざまな取組を推進する。

## (2) 情報通信施策に関する基本的事項

ICT（情報通信技術）の進展に伴い、令和6年度末の全国のインターネットの人口普及率は85.6%（総務省令和6年度版情報通信白書）、新潟県においては81.0%（総務省令和6年度通信利用動向調査）となるなど、産業活動のみならず、家庭生活、福祉、教育など社会のあらゆる分野において、利活用が進んでいる。

一方、中山間地域においては、未だ一部携帯電話の不感地域が残るなど、地域間格差が存在しており、これらの是正を図る必要がある。

- ・ 快適・安全・豊かなくらしを実現するため、デジタル機器に不慣れな方々を含め誰もが利用しやすいデジタル化を推進するなど、引き続きブロードバンドの利活用を進める。
- ・ 地域住民の生活に不可欠な携帯電話の不感地域の解消を図るほか、共聴施設等の更新及び維持管理に対する支援など、国の動向を踏まえながら負担軽減を図る。
- ・ 経済の持続的な発展や住民の幸福な生活を実現するため、暮らしや産業に関する各分野において、市町村・民間等の関係者と連携しながらデジタル改革の推進、効果的な情報発信を行う。

## (3) 産業基盤施策に関する基本的事項

地形の傾斜や狭小な耕地面積等、営農面での制約も多いことから、平地地域よりも過疎化や高齢化が進み、担い手の確保が難しいなどの状況にある。

このような状況を踏まえ、振興山村地域経済の維持・発展のために必要な産業基盤については、生産・作業の効率化、近代化に不可欠であるものを計画的に整備する。

- ・ 農道については、耕作条件不利地である山村地域の機械化による生産の効率化や農産物輸送の合理化を図り、併せて農村生活環境の改善に資するため、農業振興地域内の基幹的な農道の整備を推進する。
- ・ 林道については、振興山村の森林が全県の約5割を占めていることから、この広大な森林が有する多面的な機能が高度に発揮され、林業生産性が向上するよう、林内路網の整備を推進する。
- ・ 農地、森林の有する「多面的な機能の発揮」等に必要な農業用水利施設及び地すべり防止施設や適切な森林の整備を進めるとともに、地域資源の有効活用による新たな就業機会を発掘するための体制整備を進める。
- ・ 振興山村地域等の特定地域での農業基盤整備に係る農家負担の軽減を図る。

## (4) 産業振興施策に関する基本的事項

### (経営近代化施策)

農林業の振興に当たっては、地域の営農体制の再編や多様な担い手確保のほ

か、他分野からの参画を得ながら、多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組みづくりを進めるとともに、林業の機械化等による主伐・再造林の低コスト化を推進する。また、きのこ生産については、共同利用施設・機械の整備支援や、付加価値の高いきのこの研究、栽培技術の普及を進める。

#### (地域資源の活用に係る施策)

生産条件が厳しく、規模拡大による所得確保が難しいことから、豊かな自然環境や特色ある地域資源を活かした農林水産業の6次産業化や他産業と連携したコミュニティビジネス等の取組を推進する。

また、山村地域の基幹産業である農林水産業の生産性・収益性を向上させるため、地域の特性を生かし、その土地の資源を有効活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林水産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

- ・ 地域条件を活かした農産物の販売強化や郷土食等を提供する農家レストランの開設、グリーンツーリズムによる交流の促進等を通じ、農林水産物をはじめとした地域資源の高付加価値化を図る。
- ・ 一般企業・大学等の外部団体との連携を通じ、地域資源を活用したビジネス創出を進めるとともに、雪の利活用など中山間地域の自然条件を活かした取組を進める。
- ・ 地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興を図る。
- ・ 県産材の需要を拡大するため、県産材のサプライチェーンを強化するとともに、木造・木質化の支援やメディアを通じた県民へのPR等を推進する。
- ・ 企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策を推進する。
- ・ 山村における森林は、県民共有の水源地でもあることから、水源かん養機能の維持及び増進を図るとともに、豊かな水資源を活用する。
- ・ 農業水利施設を活用した小水力発電を推進する。

#### (人工林の適正管理の促進等)

- ・ 山地災害防止やCO<sub>2</sub>吸収などの森林の有する多面的機能の充実を図るため、計画的に造林・間伐等の森林整備を推進する。

#### (森林、農用地等の保全施策)

国土・自然環境の保全、水源の涵養等多様な機能を有する森林・農用地の適切な管理に必要な施策を講ずる。

- ・ 森林の重視すべき機能区分（水源の涵養、土砂災害の防止、保健レクリエーション、木材生産機能等）や、気象、地理・地形及び利用目的等に応じた適切な整備を推進する。
- ・ 松くい虫被害の防除に努めるとともに、他の森林病虫害に対する対策を講じる。
- ・ 耕作放棄の発生等を防止するために、継続的な農業生産活動を行う者に対して支援する。
- ・ 地球温暖化防止等に効果の高い営農活動や適切な森林整備を推進するとともに、地域住民やNPO等による保全活動と連携し、生態系保全型農地等を整備する。

#### （鳥獣被害防止施策）

里山等には、各種の哺乳類、鳥類等が生息しており、これら動物の多様性の保全が重要である一方で、県内ではイノシシ、カラス等による農作物の被害が認められることから、市町村が策定する被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な対策が効果的に実施されるよう支援する。

#### （5）防災に係る施策に関する基本的事項

深刻な被害を回避して「災害から命を守る」ことは最優先の課題であり、被害を未然に防止・軽減するためのハード対策を強化するとともに、適切な避難行動に結びつく住民目線に立ったソフト対策に取り組むなど、一体的・総合的な防災・減災対策を講じる必要がある。

振興山村は、9割程度が森林及び農用地で占められており、水源の涵養、土砂の流出防止など、様々な機能を有しており、これら多面的な機能を果たすための施策を講ずる。

- ・ 山崩れや地すべり、なだれなどの山地災害を未然に防止するため、特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、総合的な山地防災対策を計画的に推進するとともに、洪水、土砂災害、津波などによる被害から山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、自然条件など地域の特性に応じた社会基盤の整備を推進する。
- ・ 老朽化が進む社会基盤については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。
- ・ 社会資本の整備等を通じて地域の経済と雇用を支えるとともに、除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たしている本県の基幹産業である建設産業の振興を図る。
- ・ 山村の大部分が特別豪雪地帯であり、なだれ危険箇所を多く有しているため、なだれ防止施設及び防止林の整備を推進する。

(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

振興山村は、県全体からみても医療機関や医師が少なく、地域における医療の確保は重要な問題である。このような状況を踏まえ、地域住民が、安全・安心・健康でいきいきと生活していくことができる社会を形成するために、各種の施策を推進する。

- ・ 医学部地域枠等を卒業した医師や自治医科大学を卒業した医師の効果的な配置、ドクターバンクの活用、看護学生や看護職員の県内就業促進及び看護師資格保有者再就職支援、県内外への県内医療機関に関する情報提供等、医師及び看護職員の確保に引き続き努める。
- ・ 無医地区及び無歯科医地区の医療を確保するため、へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の整備を促進する。
- ・ へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師及び看護師等の派遣の調整やへき地医療従事者に対する研修等の広域的なへき地医療支援対策の検討・導入を進める。
- ・ へき地診療所及びへき地医療拠点病院による巡回診療、訪問診療及び訪問看護の拡充を促進する。
- ・ へき地におけるオンライン診療体制構築を促進する。
- ・ 住民自ら健康増進や疾病予防に配慮した生活習慣が持てるよう、保健指導を通じた住民参加による健康づくり対策を推進する。
- ・ 救急医療の迅速かつ的確な実施のため、メディカルコントロール体制の充実により救急救命士の活動の適切な実施を図るほか、ドクターヘリの円滑かつ効率的な活用や消防防災ヘリ等との連携を進める。

(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

（高齢者等保健福祉施策）

振興山村は、県全体からみても高齢者人口・高齢者世帯が多く、地域における保健・福祉の確保は重要な問題である。このような状況を踏まえ、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で安全・安心・健康でいきいきと生活していくことができる社会を形成するために、各種の施策を推進する。

また、障害者のニーズは多様化している状況にある。山村においても、障害のある人が地域で、その人らしくいきいきと暮らせる社会を目指し、各種の施策を推進する。

- ・ 高齢者が地域内でいきいきとした生活を送るため、培った知識や経験、技術を地域社会活動で発揮できる体制整備に努める。
- ・ 健康寿命（高齢期に認知症や寝たきりにならずに自立して生活できる期間）の延伸に向け、「がん」「脳血管疾患」「心疾患」はもとより、QOLの

低下をもたらす「糖尿病」「歯科疾患」等の生活習慣病の予防対策を推進する。

- ・ 地域ぐるみで高齢者の介護を支える保健福祉介護サービスの基盤整備を促進するとともに、介護と医療をはじめとした地域の連携体制を構築し、高齢者とその家族を支援する体制づくりに取り組む。
- ・ 地域において、できる限り自立し、尊厳を持って生活していくために、介護サービスの質の向上とサービスの円滑な提供を支援する。
- ・ 障害者の自立と社会参加の促進のため、移動支援、コミュニケーション支援、情報提供体制の充実及びスポーツと文化・芸術活動等の振興を図るとともに安定的な就労の場の確保に努める。
- ・ 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見、早期療育に努めるとともに、障害者が地域で自立して安心して生活できるよう生活の場の確保を図る。
- ・ 一人ひとりのライフステージや障害の特性、多様なニーズに対応できるよう、在宅サービスや施設サービスの充実に努める。
- ・ 障害者や高齢者等全ての人が安全、安心に暮らせるよう、建物や移動手段のバリアフリー化を進めるとともに、振興山村においても地域の限られた社会資源を有効活用する多機能型や共生型での支援を促進する。

(子育て環境の確保等に関する施策)

- ・ 振興山村は少子高齢化が顕著であるため、未婚化・晩婚化への対応や子どもを生き育てる環境を整備するなどの子育て世代の定住に向けた取組を推進する。

(未婚化・晩婚化施策)

- ・ 未婚化・晩婚化施策については、結婚を望む方々の希望をかなえるため、出会いの場の創出など成婚に向けての支援を行うとともに、SNS等により若者への結婚に対するポジティブな情報発信を行う。

(子育て施策)

- ・ 子育て施策については、若者が定住し、安心して子どもを生き、仕事と育児が両立できるような環境をつくるため、子育てのネットワークや相談機能の充実、子育て世代の経済的負担の軽減等を図り、地域の子育て家庭のニーズに応じた取組を支援するなど、安心して子育てできる環境の構築を図る。
- ・ 集団学習活動を通じ創造性豊かでたくましい子どもを育てるため、保育所や児童館等を活用して世代や年齢を超えた人たちとの交流を促進するとともに、地域でコミュニティづくりをしながら広範な福祉の充実・向上を図る。
- ・ 自然体験の場として整備された「子ども自然王国」等の積極的な活用を

図り、自然を生かした遊びや自然とのふれあい等を推進する。

## (8) 文教施策に関する基本的事項

### (教育関係)

振興山村地域では、少子化の影響で小規模校が多い状況にあり、選択授業の実施や部活動、学校行事に支障が生ずるなど、児童生徒一人一人の個性や能力、適正等に応じた教育が難しくなっている。そのような状況の中で、児童生徒に確かな学力、豊かな心や健やかな心身を育む教育を推進するため、市町村のニーズを踏まえ、小規模校の活性化や教育環境の整備充実を図る。

また、「だれでも、いつでも、どこでも」生涯にわたって学び続けられるよう、多様な主体による様々な学習機会や情報の提供を進めるとともに、地域の学びの場である社会教育施設の機能強化等に努めるほか、学んだ成果を地域課題解決等につなげていく人材の養成を図る。

### (文化振興関係)

振興山村固有の自然・生活空間、風土に培われた生活文化、伝統的な文化・芸能等については、その伝承だけでなく魅力を発信することにより、地域の活性化や心の豊かさを醸成し、文化を通じた地域づくりを進める。

## (9) 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

### (社会生活環境施策)

振興山村の水道施設及び污水处理施設の整備・更新が進められているが、一層快適な地域社会環境整備のために、防災・雪対策等に向けて、地域の実情に合わせて各種施策を推進する。

また、振興山村は、高齢者比率、高齢者のみの世帯比率が高いことから、高齢者にやさしい生活環境の整備及び高齢者が元気で安全に安心して社会活動等に参加できるような地域づくりが重要である。

- ・ 快適な居住環境の一層の向上と自然環境保全のため、計画的な水道施設、廃棄物処理施設の整備・更新を推進する。また、污水处理施設については、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など各種污水处理施設の特徴や住民のニーズを踏まえ、地域に最適な整備手法を選定し、計画的・効率的な施設整備等を推進する。
- ・ 災害の予防及び緊急災害の発生等に対応するための同報無線や緊急通信網の整備及びハザードマップの周知や家庭内備蓄を促進するとともに、消防団や自主防災組織等の消防防災体制の機能充実を図る。
- ・ 冬期間も快適な生活を営むことのできる住まいづくり等の推進、雪情報システムの構築を図るとともに、高齢者世帯の屋根雪処理などの地域ぐるみの除排雪活動やボランティア活動、豪雪時の円滑な広域応援の実施に向

けた取組を促進し、除排雪の担い手に係る地域の実情に応じた体制を確保する取組を推進する。

- ・ 高齢者をはじめとする全ての人々が安全かつ快適に暮らし、円滑な社会参加ができるよう、公共的施設や公共交通機関のバリアフリー化を進め、福祉の山村地域づくりを推進する。
- ・ 買い物困難地域における移動販売の支援等により、買い物環境の改善を図るとともに、セミナー等を通じて新規事業者の参入促進や地域における取組気運の醸成を図る。
- ・ 安心して快適な生活基盤を確保するために、緊急、介護車両等がスムーズに運行ができるように農業集落道を整備する。

#### (集落整備施策)

集落は、地域社会生活の基礎単位であるが、人口減少と少子高齢化の進行に伴う構成戸数の減少等により、生活扶助機能の低下、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など多岐にわたる課題を抱えている。この結果、集落機能の維持に支障を来している集落もあるが、こうした課題を全て単一の集落のみで対処することは必ずしも容易ではない状況となっている。

このため、外部人材の力を借りることも有効であり、「地域おこし協力隊」や「集落支援員」などの制度等を活用していく。

併せて、日常的に関連のある複数の集落が、相互に協力し役割を分担し合って地域づくりを進めることも重要である。このため、住民や関係団体によって構成される地域コミュニティ組織など民間団体等による複数の集落における取組等に対し、市町村とも連携しつつ、必要な支援を行う。その際、空き家や廃校校舎等の遊休施設を体験交流施設などとして活用する取組等に対するソフト面の支援も重点的に行う。

- ・ 集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が発生しつつある状況を鑑み、複数集落の住民が主体となる地域運営組織の取組等に対し、市町村とも連携しつつ、必要な支援を行う。
- ・ 特に交通の条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な集落については、住民の意向を十分に踏まえた上で、必要に応じて集落の再編整備を図る。
- ・ 農林業等の産業、伝統工芸、民俗芸能等幅広い分野における人材の育成・確保を進め、都市との交流を図ることにより地域を活性化し、集落機能の維持に努める。

#### (10) 地域づくり施策に関する基本的事項

山村においては、地域のアイデンティティを確立し、住んでいる人たちが自らの地域に自信と誇りを持てる、魅力あふれる地域づくりを推進することが重

要である。そのためには、「自ら考え自ら行動する」という意識に立って、地域が主体的に行動することが何よりも重要であり、同時に、市町村や地域外に居住する家族、ボランティア、NPO、地元企業等の多様な主体が、対等な立場で、役割分担に応じ協働し行動するパートナーシップの精神による新しい地域づくりを推進していくことが必要であり、こういった活動を重層的・積極的に支援していく。

また、人は地域の活力の原動力であることから、地域づくりの担い手となる人材の育成と地域づくりグループのネットワーク化、相互交流を推進する。

地域づくりを進めるうえでは、自らの地域に対する的確な分析や、他地域の地域づくりについての十分な情報等、様々なノウハウが必要となる。そのため、地域づくりに関する様々な情報やノウハウを収集・蓄積するとともに、各地域の地域づくりに関して、県内外の有識者のアドバイスを受けられる制度の利用を促進する。

- ・ 地域独自の創意工夫により個性豊かな地域づくりを推進するため、ワークショップ等を活用した地域の魅力づくり活動、特有の自然、景観、産品等の地域資源を積極的に活用した地域産業おこし、都市との交流、地域文化おこし等の地域の主体的な活動を促進する。
- ・ 合併市町にあっては、各地域の特性を活かしつつ、一体化の促進、格差是正を進めており、これらの取組を積極的に支援していく。なお、地域づくりの推進においては、市町村合併によって各地域に設置された支所等が住民に最も身近な行政組織として地域において果たす役割に十分配慮する。

#### (11) 移住・交流施策に関する基本的事項

山村が有する国土保全などの様々な機能を、国民全体で支えるという意識の醸成と、都市との交流を通じた地域の活性化に向け、各種の交流施策を推進する。

- ・ グリーン・ツーリズムなどにより都市と山村との間の交流を促進するとともに、地域資源型ビジネスの構築により、振興山村の活性化を図る。
- ・ 森林、山村に関する情報を発信し、都市との交流やボランティアによる県民参加の森づくりを推進する。
- ・ 体験型観光、イベント、生涯学習、福祉・除雪ボランティア、文化・芸術、野外体験等広範囲の交流を推進するとともに、情報の収集・発信、交流施設等の環境整備を推進する。
- ・ 市町村や関係団体と連携してふるさと新潟に共感し、応援する都市部在住者等の増加を進めることにより、交流人口の底辺拡大を図る。
- ・ 山村での暮らしの魅力の発信に努めるとともに、移住者の受入体制づくりを推進する。
- ・ 多様な媒体を積極的に活用し、自然や食をはじめとする山村の特徴ある魅

力を全国に発信するとともに、潜在層から具体的行動層まで、U・Iターン希望者の移住検討度に応じた情報発信や移住促進イベントを行う。

「暮らし」と「仕事」の相談にワンストップで対応する総合相談支援窓口を設置し、一人一人の検討熟度やニーズに合わせた情報提供、相談対応などのサポートを行う。また、市町村等とも連携しながら、移住後の多様なライフスタイルの発信や移住体験ツアーの実施など、きめ細かな支援策を実施する。

山村地域における移住者の受入れ体制づくりへの支援として、体験交流希望者の受入れや移住後の相談・支援などに地域の中核となって取り組む組織・人材を育成する。

- ・ 交流を通じて、U・Iターンを希望する者等に対する住宅供給のために、宅地や賃貸住宅の供給を進めるとともに、低利融資によるマイホーム取得支援、克雪・景観等に配慮した居住環境の整備を促進する。

また、空き家や遊休農地等のU・Iターン等に有用な情報の収集・発信等に関する受入体制の整備を推進する。

- ・ 廃校等の空き施設については、地元市町村や地域の意向を踏まえ、地域の生涯学習の場や福祉施設、都市との交流施設、集会施設等地域振興のための利活用について検討を進める。

#### (12) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

振興山村の多くは、高齢化が進行し、担い手不足が深刻で、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、生産力低下等の問題を抱えている。このため、農林業の振興を通じた地域社会の活性化に当たっては、広域的視点も含めた地域の営農体制の構築と外部団体との連携、就労の場づくり等を通じた就農の促進と多様な担い手の確保が不可欠であり、その対策を講じる必要がある。

- ・ 地域ぐるみの営農体制の構築を図るとともに、集落単独では組織化が困難な地域においては、複数集落が連携した広域的な受け皿となる組織の育成を進める。また、外部からのサポートが必要な地域においては、NPOや企業の社会貢献活動とのマッチングを行い集落との連携を推進する。
- ・ 新たな人材の受け皿となる農業法人を育成するとともに、新規学卒やU・Iターン等多様な形態からの就農を推進する。また、農地の受け手がない地域では、地域の合意形成を図りながら、市町村等と連携して一般企業等の農業参入に向けた取組を推進する。
- ・ 林業への就業促進を図るため、林業のやりがいや魅力を発信するとともに、経営セミナーや労働安全指導等による事業体の経営基盤強化と雇用条件の改善を進める。
- ・ 多様で柔軟な働き方の推進や、仕事と育児・介護が両立できる制度の普及推進などにより、ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進する。

(13) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

人と自然が共生する豊かで魅力ある山村づくりを推進するために、自然環境の保全・復元・創出や地域特性を活かした自然環境の維持等に努めるものとする。

- ・ 森林が有する多面的な機能や現状に関する情報を提供し、県民の理解を促進するとともに、森林ボランティア活動を通じた県民参加の森づくりを推進する。
- ・ 環境整備に当たっては、住民主導により地域ぐるみの取組を通じて、美しい山村づくりを目指すとともに、統一された理念、目標の下に、周囲の自然環境及び景観と調和のとれた計画的な土地利用、デザインづくりに配慮する。

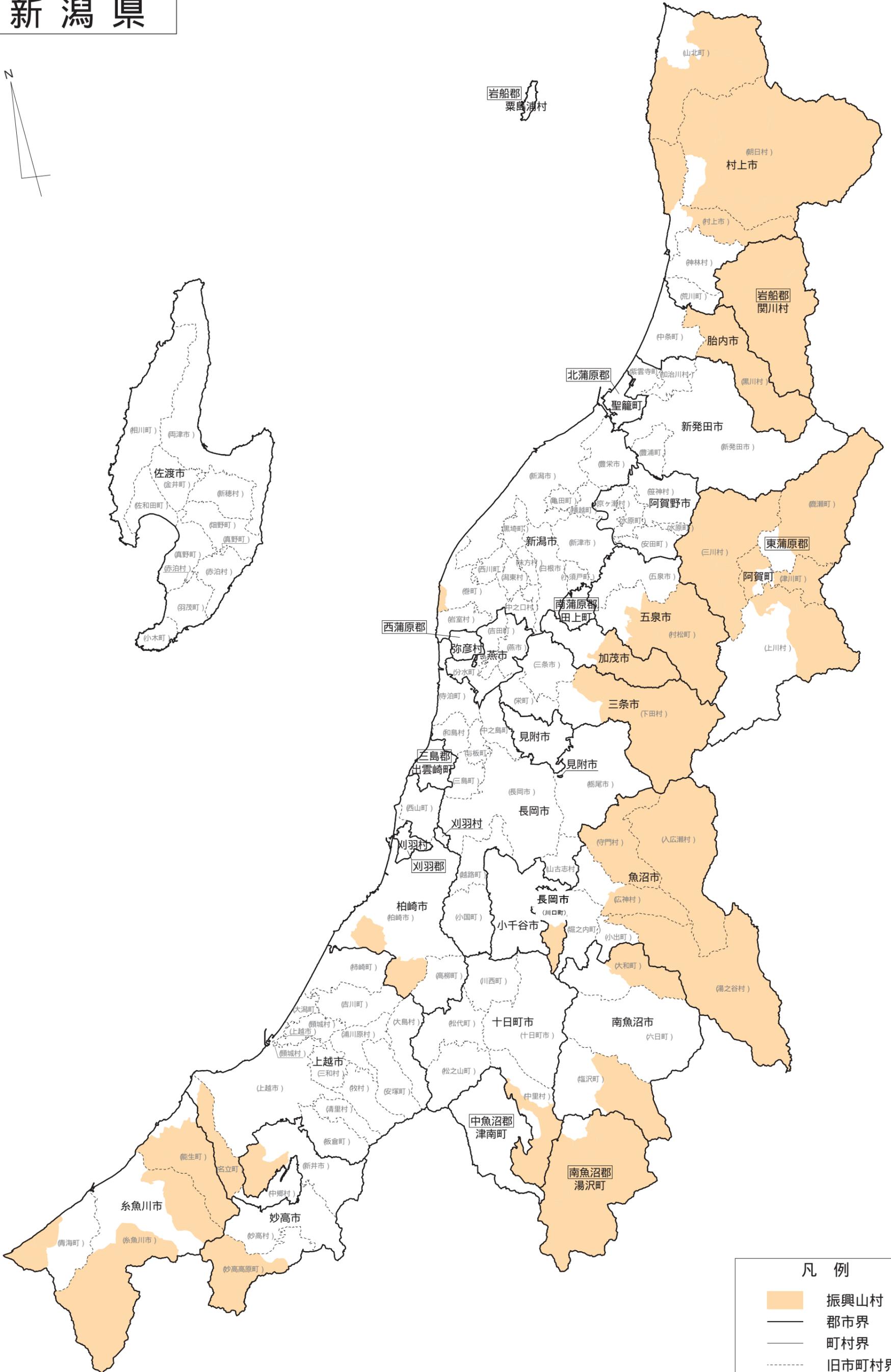
## IV 他の地域振興等に関する計画・施策等との関連

新潟県においては、振興山村の活性化に向けた各種施策の実施に当たっては、県政の基本方針である「新潟県総合計画」の方向性に則すとともに、振興山村の多くが過疎地域や特別豪雪地域に指定され、各々の計画等が策定されていることから、これらとの整合を図りながら、一体となって推進する。また、市町村に対する必要な情報提供等の援助を通じて市町村相互間の広域的な連携の確保に努める。

# 新潟県



岩船郡  
粟島浦村



佐渡市

(金井町)

(新穂村)

(佐和田町)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

(赤泊村)

(赤泊村)

(羽茂町)

(小木町)

(相川町)

(両津市)

(新穂村)

(佃野町)

(真野町)

(真野町)

区 域			指定 番号	指定 年度
市町村名 (H27.4現在)	合併前市町村名 (H16.4.1)	旧市町村名		
新潟市	巻 町	浦浜村	第 1009 号	46
長岡市	川口町	田麦山村	第 218 号	42
柏崎市	柏崎市	上米山村、鷺川村	第 754 号	45
加茂市	加茂市	七谷村	第 362 号	43
十日町市	中里村	倉俣村	第 543 号	44
村上市	朝日村	館腰村、三面村、高根村、塩野町村	第 109 号	41
	山北町	中俣村、黒川俣村、下海府村	第 365 号	43
	村上市	山辺里村、上海府村	第 1182 号	47
糸魚川市	能生町	能生谷村、木浦村	第 364 号	43
	糸魚川市	上早川村、根知村、小滝村	第 755 号	45
	青海町	歌外波村、市振村、上路村	第 1183 号	47
妙高市	新井市	矢代村	第 540 号	44
	妙高高原町	杉野沢村	第 1011 号	46
上越市	名立町	名立村	第 220 号	42
魚沼市	守門村○	須原村、上条村	第 27 号	40
	湯之谷村○	湯之谷村	第 108 号	41
	入広瀬村○	入広瀬村	第 219 号	42
	広神村	藪神村	第 363 号	43
南魚沼市	塩沢町	上田村	第 758 号	45
	大和町	東村	第 759 号	45
胎内市	黒川村○	黒川村	第 107 号	41
三条市	下田村	森町村、鹿峠村	第 217 号	42
五泉市	村松町	十全村、川内村	第 756 号	45
阿賀町	三川村○	三川村、下条村、揚川村	第 28 号	40
	上川村	東川村、上条村、	第 541 号	44
	鹿瀬町	日出谷村、豊実村	第 575 号	45
	津川町	小川村、揚川村	第 1010 号	46
湯沢町	湯沢町	三国村、三俣村、神立村、土樽村	第 542 号	44
関川村○	関川村	関谷村、女川村	第 544 号	44

※ 市町村名末尾の○は、全部山村（市町村全域が振興山村指定）であることを示す。